

高校生留学促進補助事業補助金申請要領

【事業目的】

県内高校生における海外留学の促進、国際理解教育の推進をとおして、地域や県内企業を支え、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成を目指す。

【事業概要】

1. 事業の内容

※海外短期留学：語学等の研修や国際交流等のために外国の高等学校や語学研修所等において学習したり、または交流事業等に参加したりすることを目的とするもの。

ただし、海外修学旅行、学校単位での海外研修、家族旅行、海外在住の家族・親類宅に滞在する場合は本補助事業対象外とする。

2. 事業対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に完了し、原則10日間以上の留学。

3. 補助額

10万円を上限とする。

4. 補助対象者

宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱 第2条のとおり。

※宮崎県教育庁高校教育課が別途企画している「海外留学実践体験研修」及び「海外ファームステイ等実践体験研修」との併用はできない（令和5・6・7年度実施の参加者も対象外）。また、本補助事業を過去に利用した生徒も対象外とする。

5. 申請受付期間

申請書類を、原則留学開始日より30日前までに、学校を通じて高校教育課へ提出すること（必着）。

※4月～7月実施のもので、交付要綱の公開時点で留学開始前30日を過ぎている留学については、各学校の留学支援担当者を通じて高校教育課まで連絡すること。

6. 選考方法

学校推薦書及び提出書類等により県教育委員会が決定。

7. 海外旅行傷害保険について

留学中に係る様々なトラブル、事故や病気等について、県では責任を負いかねるが、高額な費用が必要となるケースがあるため、各自、十分な補償内容の海外旅行傷害保険に加入すること。

8. 問合せ先（書類提出先）

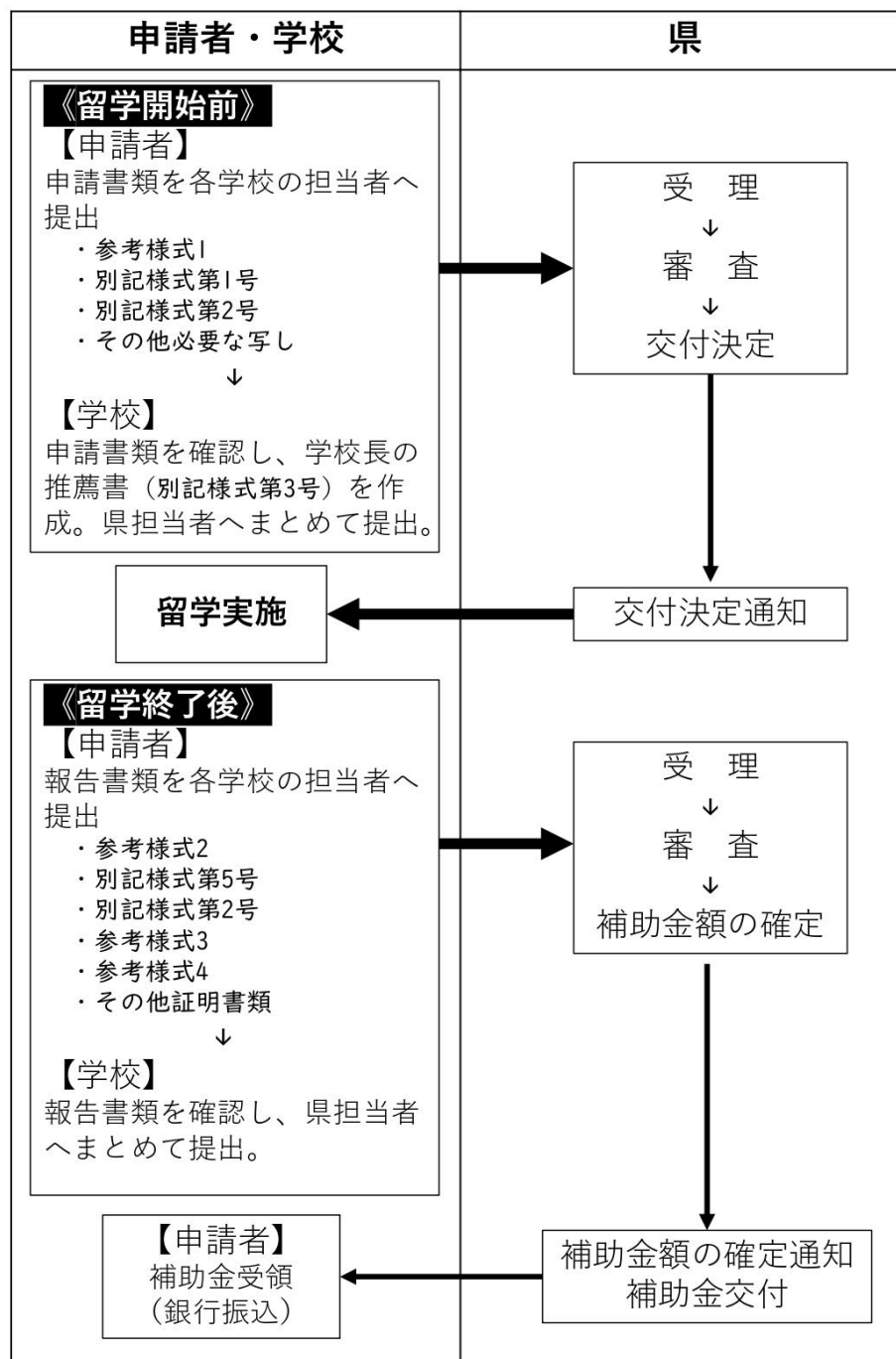
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁高校教育課 留学補助金担当 田中 電話：0985-26-7033

受付時間：平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

電子メールによる提出の場合：tanaka-hisako@pref.miyazaki.lg.jp

【申請から補助金交付までの流れ】



【提出書類（申請書類・報告書類）について】

1. 「宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱」と「様式」等は、宮崎県庁のホームページ及び留学支援・国際理解ポータルサイトからダウンロードしてください。
2. 申請書類の作成については、記入例をよく読んで作成してください。
3. 手書きの場合は、黒ボールペンを使用してください。鉛筆や消せるボールペンは使用できません。
4. 訂正箇所がある場合は二重線で訂正してください。修正テープや修正液の使用はできません。
5. 提出書類はコピーを保管しておいてください。